

面目と職ノ形式ニ変更せらるルハ、コトハ代表者ヲ選ビ工場主ニ交渉スルコト等ヲ帰議シテ午後九時三十分散會シタルが最早解雇職工等ハ其行動ニシテ一般職工ニ對スル及影響ヲト共ニ四圍ノ状況及工場主ノ態度ニ鑑ミ到底目的ノ貫徹ハ不可能ナリト断念シタルスノ如ク此際工場主ニ於テ前記ノ条件ヲ認容スルニ於テハ便ニ紛争ヲ見ズシテ遠カラズ解決スルモノト認メラルハ、モ引續キ注意中

解雇者氏名

漆 七郎、岡根晃信、鬼木利三郎、篠原清、
小木三郎、比右堅三、木村富十郎

(以下)

申通報先 (母相次官 局長 長 長)

趣意書

吾々労働者が互助的團體を組織して其境遇を改善す社會的地位を向上せしめらるために努力せねばならぬとは誰も希望してゐる所とせしめてまた何人も考へてゐることだがそれだかに何故に労働者は組合を持たないののであるかまた組合に入らないのであるか世のあらゆる職業者が各々組合を組織して自分等の職業の維持や生活の安定を計つて居らざるは社會の變化進展に最も重大且つ直接に關係を有ス即ちして貧困なる階級であるとは、労働者が組合を組織せぬとは大正の七不思議の一つであらぬ